

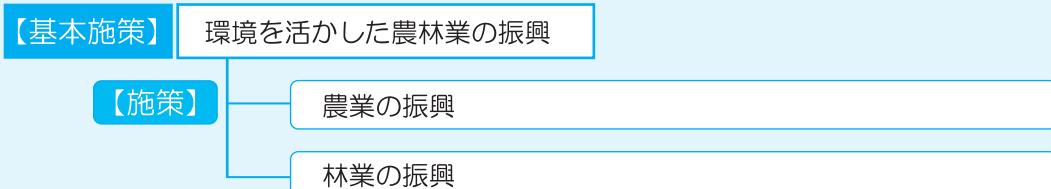
## 第5章 活力のあるまちづくり

### 第1節 環境を活かした農林業の振興

#### ◆ 計画がめざすまちの姿 ◆

『「なにわの伝統野菜」として府の認定を受けている高山真菜や高山ごぼう、また「大阪エコ農産物」として府の認定を受けている水稻・トマト・高山真菜など、地域の特性を活かした農林産物のブランド化が進み、生産から加工、販売まで一貫性のある体制が構築され、安心・安全を売りとした農林業経営体制へと改善されています。また、農業が持つ豊かな将来性として、娛樂性、教育性、文化性を大事にし、活用することで都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動を提供（農村滞在型）したりしています。これにより、収益性、安定性が確保され、後継者などが育ち、新たな農林業の姿に生まれ変わっています。』このようないまちをめざしていきます。

#### ◆ 施策の体系 ◆



◆ 目標指標 ◆

指 標 名	現 状 値	目 標 値	
		平成21年度	平成27年度
認定農業者の数	13人	18人	23人
耕作放棄地面積	23.8ha	20.8ha	18.0ha
農業体験事業参加者数(延べ)	600人	700人	800人
人工造林面積	1,109ha	1,112ha	1,115ha

◆ めざすまちの姿を実現するためのパートナーシップ ◆

■主に行政は、関係機関などと連携し、町内外の住民が農林業にふれあう機会づくり、地元の生産物にふれる機会づくりに努めます。またパートナーシップとして住民は、農業体験交流事業や朝市など、地産地消や地元農林業にかかわる機会に参加するようについていきます。

■主に行政は、関係機関などと連携し、地元生産品の販路拡大に向けたPRや商品開発に努めます。またパートナーシップとして住民も、口コミやインターネットなどを通じて地元生産品のよさをPRするようにしていきます。また、生産者は住民が他に誇ることができる商品を生産・開発に努めています。

## 1 農業の振興

### 基本方針

農業の活力を維持・向上するため、農産物のブランド化や優良農地の保全、農業生産基盤の整備などによる効率化を図り、農業経営基盤の強化に努めます。

また、農業の後継者不足を解消するため、関係団体と連携を図り、新規就農者を育成します。

さらに、家庭菜園など住民の取り組みを支援し、新たな農地活用を推進します。

#### (1) 現状と主要課題

- 安全安心の農業の推進・ブランド化の取り組みとして、水稻・トマト・高山真菜が「大阪エコ農産物」として府の認定を受けています。また、100年以上前より生産されてきた固有の野菜である高山真菜と高山ごぼうが「なにわの伝統野菜」として府の認定を受けています。
- 一般町民が参加する交流型事業の実施や地産地消と食育を推進するため、農家の協力を得て学校給食へ地場産の農産物を納入しています。
- 地域農業の持続的発展のために「豊能町農作業受託協議会」が設立され、農作業の受託作業が行われています。
- 高齢化や収入面などの問題から農業従事者が減少しており、農地の荒廃などがみられるのが現状となっており、耕作放棄地の再生を図ることが課題となっています。また、付加価値の高い農産物の生産・開発を支援していくことも必要となっています。さらに、農産物の生産から流通・販売までのシステムを確立し、農産物直売所などの整備が求められています。
- 兼業農家が多くを占める一方で、家庭菜園などに見られるように、生きがいや趣味としての農が広まりを見せるなど、農業のあり方も多様化しており、農業従事者の確保や農地保全の観点からも、これらを活用していくことが求められます。
- 年々、増え続ける有害鳥獣による農作物への被害が深刻化しています。有害鳥獣の駆除対策を計画的に実施するためには、地域住民が主体的に鳥獣被害防止対策に取り組む体制を整備することが必要です。

## (2) 主要な取り組み

**● 効率的・効果的な農業の振興**

地力の向上、ふるさと景観の再生、地産地消の実現、また、農地の流動化の推進などを行政と住民のパートナーシップにより取り組み、耕作放棄地の有効利用を促進します。

また、景観や保水機能など、多面的な活用と環境に配慮した農業振興を図ります。

**● 農業生産基盤の整備**

現状のほ場整備率は47%(平成22年3月末現在)にとどまっており、今後も周辺の地形や自然環境、土地利用に配慮した農業基盤整備を推進します。

**● 後継者対策の推進**

U・J・Iターンを推進し、農業人口の確保に努めます。体験農業により、農業に魅力を感じてもらう活動を推進します。関係団体と連携を図り、新規就農者を育成します。

**● 他産業との連携**

特産品の生産を推進し、販路の拡大など商業との連携を促進します。  
体験農業により、観光業との連携を推進します。

**● 住民への農業の普及**

住民が農業への関心を高め、住民も含めた地域ぐるみによる農業の振興に取り組めるよう、農業や菜園等をはじめたい方、行っている方への情報提供や体験型農業活動への支援、直売所の検討など、広く住民が農業にふれることができる環境整備に努めます。

**● 食の安全性の確保**

減農薬栽培や有機農業を推進し、学校給食での地元農産物の利用拡大をはじめ、地産地消の促進を図り、食の安全・安心の確保やブランド化による付加価値の高い農産物づくりなどに取り組みます。

## 2 林業の振興

### 基本方針

森林組合の体質強化を図り、連携を密にしながら、森林の多面的な機能を維持・活用できるよう、適切な管理に努めます。

#### (1) 現状と主要課題

- 森林整備事業（造林、枝打ち、除間伐、下草刈）と松くい虫防除事業（命令、奨励、保全松林健全化整備事業）を森林所有者と連携して実施し、森林機能の維持に努めています。
- 農業と同様に、林業従事者が高齢化・減少しており、山林の荒廃などがみられるのが現状となっています。
- 放置林対策について適切に進めていくことが課題となっています。

#### (2) 主要な取り組み

##### ● 森林機能の維持・活用

適切で効果的な森林整備を推進し、治山治水、生態系や自然景観の保全、自然レクリエーションの場の提供など、森林の持つ公益的機能の維持・増進を図ります。また、放置林対策として、森林組合やボランティアなどとの連携により、教育現場へフィールド提供するなどの可能性を探ります。

##### ● 後継者対策の推進

森林組合の組織強化を促進し、安定性の確保に努めるとともに、生産から流通・販売のシステムを確立し、後継者の育成を図ります。

##### ● 林業生産基盤の整備

森林組合と連携して林業施業の協業化を推進し、作業の効率化を図ります。また、林道・作業道の整備を促進し、作業環境の向上に努めます。